

◆消費増税対策～連載記事シリーズ 3 回目～

①軽減税率の対象とならない「外食」の定義

外食の定義は、飲食店等を営む者が、テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供です。

	軽減税率(8%)	標準税率(10%)
① 外食	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト、持ち帰り、出前宅配、お土産 ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・店内飲食(イートイン含む) ・フードコートでの飲食 ・ケータリング、出張料理

②軽減税率の対象とならない「酒類」の定義

酒類の定義は、酒税法に規定するアルコール 1 度以上の飲料をいいます。みりんや料理酒などで酒税法に規定する酒類に該当するものであれば、軽減税率の対象となりません。一方で、ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、「飲食料品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

	軽減税率(8%)	標準税率(10%)
② 酒類	<ul style="list-style-type: none"> ・みりん風味調味料、甘酒、酒類を原料とした菓子 ・ノンアルコールビール ※酒税法に規定するアルコール分が 1 度未満のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビール、ワインな等のアルコール飲料 ・みりん、料理酒 ※酒税法に規定するアルコール分が 1 度以上のもの

③「一体資産」は要件次第で軽減税率対象

「おもちゃ付き菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品(菓子)と標準税率の対象となる商品(おもちゃ)を組み合わせるとして販売する場合、一定の要件(税抜価格が 1 万円以下、食品の占める割合が 2/3 以上であること等)を満たせば軽減税の対象です。

◆社会人としての第一歩～スタートアップ教育研修会～

新入社員が企業人・組織人として基本的姿勢やマナー、心構え、コミュニケーションの取り方等を学習し、資質向上を図り、即戦力となることを目的として開催します。

【日時】平成 31 年 4 月 5 日(金) 8:50～17:30

【内容】ビジネスマナー、電話応対、先輩の体験談、企業と人権、ビジネスメールコミュニケーション、企業のルール、コンプライアンス



【場所】鳥栖商工センター(鳥栖市藤木町 2-1) 【受講料】 1 人 2,500 円 【定員】 50 名

【対象】平成 31 年度新入社員及びそれに準ずる方 【申込期間】 3 月 29 日(金)迄

◇ 3 月の無料相談日のご案内 * 予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

税務相談	3 月 6 日(水)・20 日(水) 派遣税理士(松永税理士)
金融相談	3 月 1 日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業 3 月 20 日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	3 月 8 日(金) 行政書士会、3 月 15 日(金) 司法書士会 3 月 22 日(金) 県弁護士会
事業承継相談	3 月 28 日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第 4 木曜日に開催します。